

大竹市建築物土砂災害対策改修補助事業

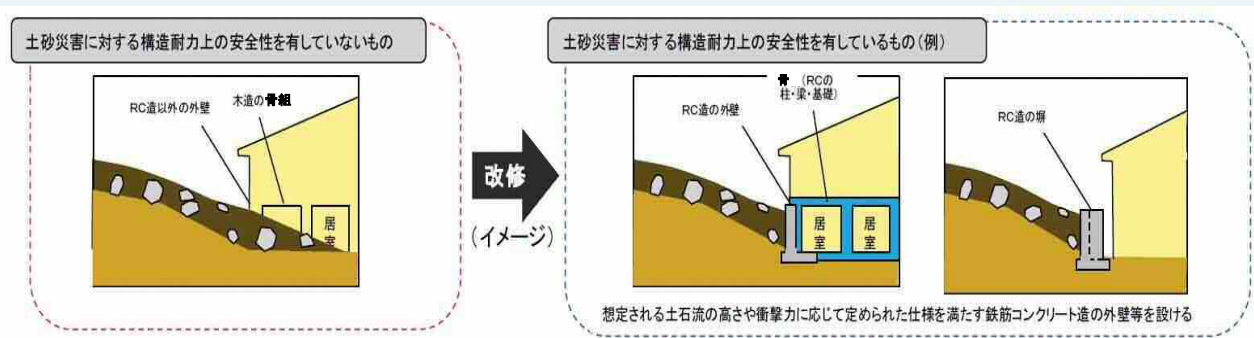
大竹市では、国及び広島県と共同して、土砂災害特別警戒区域内（以下「特別警戒区域」とする。）に建築されている建築物について、建築物の安全性を確保し、市民の安全を守ることを目的として、土砂災害対策改修促進に対する制度を創設しました。

受付開始 令和5年6月1日（木）

※予算に達し次第、受付を終了します。

1 制度内容

特別警戒区域内に建築されている建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用の一部を補助するもの



※特別警戒区域は、「土砂災害ポータルひろしま」(Web サイト)で確認できます。
URL : <http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>

2 補助対象となる要件

- ① 居室を有する建築物であること
- ② 特別警戒区域内に建築されているもの
- ③ 土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること（建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造となること）

※補助の詳細は要綱を別途参照してください。

補助の内容

補助率 補助対象工事費の23%（千円未満切捨て）

補助限度額 75.9万円

【募集棟数】 1棟

事業の実施方法

この事業は、①交付申請 ②交付決定 ③着手 ④完了実績報告 ⑤請求の手続きを経て、申請者に補助金が交付されます。またすべての書類は下記の提出先まで提出してください。

① 交付申請

土砂災害対策改修を行う方は、受付開始以降にお申込みください。

※ 交付決定以降は、補助希望額の増額はできません。



② 交付又は不交付の決定

交付申請を受けて、内容の審査を大竹市及び広島県で行い、交付又は不交付の決定を申請者に通知します。



③ 着手

交付決定の通知を受けた後に補助対象事業の実施に係る契約を行い、着手してください。



事業着手

④ 完了実績報告の提出

事業完了後、完了実績報告を期間内に提出してください。

【期間 事業完了後30日以内、または 令和6年3月15日（金）まで】

※ 事業代金支払いの領収書の写しを提出する必要があります。



交付の確定（完了実績報告により、補助金交付額を確定します。）

⑤ 請求

請求書の提出を受けた後に、申請者へ補助金を交付します。

※ 申請に必要な様式・要綱は大竹市のホームページでダウンロードできます。

問合せ・応募・交付申請書類の提出先

名称：大竹市役所 建設部 都市計画課 建築住宅係

住所：〒739-0692 大竹市小方一丁目11-1

TEL：0827-59-2168

[受付：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～12：00 13：00～17：00]

ホームページ：<http://www.city.otake.hiroshima.jp/>